

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	容器検査	
根拠法令・条項	高圧ガス保安法 第44条 第1項	
所 管 課	予防部 危険物保安課	
審 査 基 準	法第44条第1項の規定による容器検査については、法第44条第4項に該当していることを検査の基準とする。	
標準処理期間	標準処理期間	超低温容器 60日 超低温容器以外の500リットルを超える容器 30日 超低温容器以外の500リットル以下の容器 15日
	標準処理期間を設定できない理由	